

(3) 市町村等に対する県職員派遣要綱

(昭和39年1月1日決定)

改正 昭和46年12月1日・平成19年1月26日・令和3年11月1日

1 目 的

この要綱は、地方自治法第252条の17の規定に基づき、県が市町村、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合（以下「市町村等」という。）の求めに応じて、県職員を市町村等へ派遣し、市町村等の事務処理の能率化、合理化等を促進し、県及び市町村等相互間の行政運営を円滑にすることにより、自主的かつ総合的な地方自治の振興に資することを目的とする。

2 派遣職員の種類及び派遣期間

派遣職員は、常駐派遣及び随時派遣の2種類とする。

- (1) 常駐派遣職員は、一の市町村等に常駐するものとし、その派遣期間は、原則として1年以内とする。
- (2) 随時派遣職員は、派遣期間中2以上の市町村等に随時駐在するもの及び通常は県において勤務し、その必要に応じて市町村等に随時勤務するものとし、その期間は、いずれも原則として1年以内とする。
- (3) (1) および(2)の派遣期間は、必要に応じて県と市町村等との協議により、これを延長することができるものとする。

3 派遣職員の身分取扱

- (1) 派遣職員の身分取扱いについては、県と派遣を受けた市町村等（以下「派遣先市町村等」という。）との協議により、派遣職員に不利とならないように適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 派遣職員の身分取扱いについて、県と派遣先市町村等との間に矛盾が生じた場合は、その都度両者協議のうえ、円滑かつ適正に処理するものとする。
- (3) 派遣職員の身分取扱いについては、県の職員に関する法令の適用があるものとする。
ただし、必要がある場合においては、県と派遣先市町村等との協議により、県の職員に関する法令の規定を適用せず、派遣先市町村等の職員に関する法令の規定を適用することができるものとする。
- (4) 派遣職員は、派遣期間中、派遣先市町村等の職員に併任するものとする。

4 派遣職員の給与その他の勤務条件等

(1) 常駐派遣職員

ア 派遣先市町村等が負担する派遣職員の給料、手当（退職手当を除く）及び旅費は、当該派遣先市町村等の条例その他の規程に定めるところにより、派遣先市町村等において支給する。

ただし、県と派遣先市町村等との協議により別に定める場合は、この規定にかかわらず、その定めるところによることができる。

イ 派遣先市町村等は、派遣職員の給料を決定するにあたっては、派遣職員に不利にならないように適切な考慮を払わなければならない。

ウ 派遣職員が派遣期間中において退職した場合における退職手当は、県の負担とし、職員の退職手当に関する条例（昭和29年千葉県条例第6号）の定めるところにより支給する。

この場合において、当該派遣職員の給料月額及び基本給月額は、アおよびイの規定にかかわらず、知事の定めるところによる。ただし、県と派遣先市町村等との協議により別に定める場合は、アおよびこの規定にかかわらず、その定めるところによることができる。

エ 派遣職員の勤務時間、休日、休暇等については、派遣先市町村等の定めるところによる。

オ 派遣職員の健康管理は、派遣先市町村等において行なうものとする。

カ 派遣職員は、派遣期間中市町村職員共済組合の組合員となるものとする。

キ 派遣職員の公務災害補償は、派遣先市町村等が行なうものとする。

ク アからキまでに規定するもののほか、派遣職員の勤務条件については、その都度県と市町村等との協議により定めるものとする。

（2）随時派遣職員

ア 派遣期間中2以上の市町村等に随時駐在するものの給与、その他の勤務条件等は、その都度県と当該派遣先市町村等との協議により定める。

イ 派遣期間中通常は県において勤務し、その必要に応じて市町村等に随時勤務するものの給与その他の勤務条件は、すべて県職員として定めるところによる。ただし、派遣先市町村等は、派遣先市町村等における勤務に起因する手当及び旅費に相当する負担金を県に納付するものとする。

5 派遣職員の服務

（1）派遣職員の服務は、県及び派遣先市町村等の職員に関する法令の適用があるものとする。

（2）派遣職員の分限及び懲戒は、知事が派遣先市町村等の長又は管理者と協議のうえ行なうものとする。

（3）派遣先市町村等は、毎月の派遣職員の勤務状況を、別記第1号様式により知事に報告するものとする。

6 職員派遣の手続

（1）市町村等が県職員の派遣を受けようとするときは、派遣理由、派遣期間、受入条件等を記入した別記第2号様式による申請書を知事に提出するものとする。

（2）知事は、（1）の申請書の提出を受けたときは、7の調査を行ない、すみやかに職員の派遣を決定し、別記第3号様式により当該市町村等の長又は管理者に通知するも

のとする。

(3) 職員の派遣及び受入れは、発令の形式をもって行なうものとする。

7 派遣先市町村等に係る事前調査

知事は、市町村等に職員を派遣するにあたっては、当該市町村等の行政の概要又は実態を事前に把握して当該市町村等の実情に即した派遣形態、派遣方針等を検討するため、事前調査を行なうものとする。

8 県は、派遣先市町村等における派遣職員の完全かつ適正な指導を期するため及び将来における職員派遣制度の円滑な運営に資するため、定期的に派遣職員の連絡会を開催する等、派遣職員と緊密な連携を保つものとする。

附 則

(1) この要綱は、昭和39年1月1日から実施する。

(2) この要綱実施の際、現に改正前の市町村に対する県職員派遣要綱に基づいて派遣されている職員は、昭和39年1月1日以降この要綱により引き続いて派遣されたものとみなし、同日以後その取扱いは、この要綱に定めるところにより行なう。ただし、昭和39年1月1日からこの要綱によりがたい事情がある職員については、県と派遣先市町村等との協議により、昭和39年3月31日までに限り、なお従前の例によることができる。

(3) この要綱中一部事務組合に対する職員の派遣に関する規定は、昭和46年12月1日から実施する。

(4) この要綱は、平成19年1月26日から実施する。

(5) この要綱は、令和3年11月1日から実施する。